

令和4年度 一戸建ての空き家に関する区調査 集計結果

令和5年1月 裾野市建設部まちづくり課

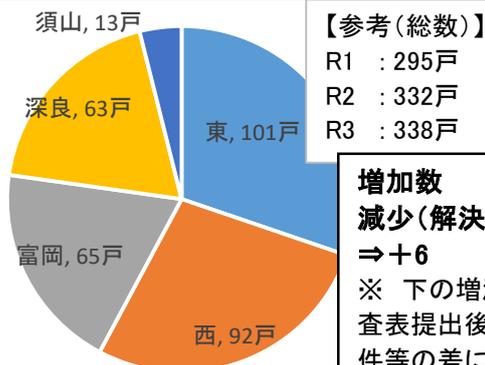
平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」が全面施行されました。この背景には、人口減少・少子高齢化時代を迎えて空き家が増加し、適切な管理が行われず、そのまま放置すれば倒壊など地域の環境や安全を脅かす可能性があるものが増加したことがあります。

このような中、市内にある空き家の実態を把握するため、平成27年度から毎年、区(区長)の皆様のお力をお借りして空き家の調査を実施しております。本年度もご協力ありがとうございました、この場をお借りし御礼申し上げます。

【調査概要】

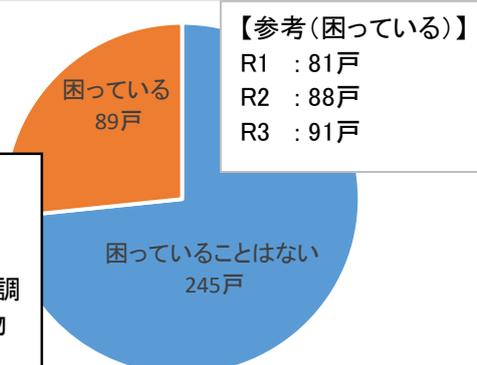
- 対象地区: 市内77区(一戸建て住宅がない区・十里木別荘地を除く)
- 調査期間: 令和4年10月～11月(約2ヵ月)
- 調査建物: おおむね1年以上利用されていない、一戸建ての空き家
- 調査方法: 区長宛に文書にて依頼し、まちづくり課または支所へ提出
- 回答率: 100%

(1) 地区別の一戸建ての空き家の件数



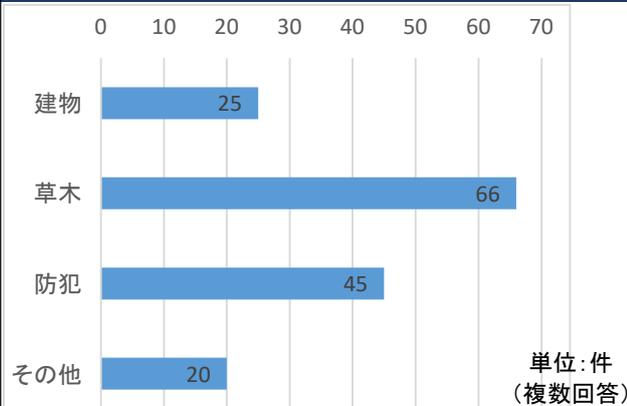
市内の一戸建て空き家は334戸 (前年比4戸減)

(2) 「困っている」とされた空き家の件数



「困っている」とされた空き家は89戸 (前年比2戸減)

(3) 困っている具体的な内容



困っていることの多くは、草木に関すること

まとめ

所有者について

- 空家法において
⇒所有者は適切な管理をする義務がある
- 空き家が第三者へ危害を加えた場合
⇒所有者が損害賠償責任を負う可能性がある

今後の市の対応について

- 調査結果をもとに空き家台帳の整備(更新)
- 「困っている」とされた空き家の現地調査
⇒周辺への影響が大きいと判断した空き家の所有者に対して文書指導